

通達甲（総. 企. 公管1）第3号  
平成24年3月26日  

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警察署協議会システム運用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警察署協議会システム運用要綱を制定し、平成24年3月28日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

警察署協議会の委員の委嘱及び警察署協議会の開催に係る情報を管理する警察署協議会システムの適正かつ効率的な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

別添

## 警察署協議会システム運用要綱

### 第1 目的

この要綱は、警察署協議会の委員の委嘱及び警察署協議会の開催に係る情報を管理する警察署協議会システム（以下「協議会システム」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 準拠

協議会システムの運用については、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号）、警視庁情報管理システム運用要綱（平成18年4月14日通達甲（副監．総．情．企1）第8号。以下「情報管理システム運用要綱」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 情報の分類及び管理の基準

警視庁情報セキュリティに関する規程第5条第2項の規定に基づく、協議会システムにおいて取り扱う情報の分類及び管理の基準は、機密性高、完全性高及び可用性高とする。

### 第4 運用所属等

#### 1 運用所属

企画課、方面本部及び警察署を協議会システムの運用所属（以下「運用所属」という。）とする。

#### 2 端末装置

企画課、方面本部及び警察署に設置する協議会システムを運用するための端末装置とする。

### 第5 管理運用体制

#### 1 対象業務管理者

企画課長は、対象業務管理者（情報管理システム運用要綱に定める対象業務管理者をいう。）として、協議会システムの総合的な管理及び運用に当たるものとする。

#### 2 運用管理責任者等の指定

運用所属の長は、所属における協議会システムの管理及び運用の責めに任じ、その適正を図るため、次のとおり指定した者を指揮監督するものとする。

区分	企画課	方面本部	警察署	任務
運用管理責任者	東京都公安委員会室長	総務を担当する管理官	副署長又は次長	協議会システムの管理及び運用の調整に関すること。
運用管理者	東京都公安委員会室管理第一係長	総務を担当する警部	警務課長（警務課長の配置のない警察署にあっては、警務課課長代理の中から警察署長が指定する者1名とする。ただし、島部警察署に	協議会システムの管理及び運用に関し必要なこと。

			あつては次長とする。)	
運用管理補助者	東京都公安委員会会室管理第一系の警部補又はこれに相当する職にある者の中から企画課長が指定する者1名	総務を担当する係員の中から方面本部長が指定する者1名	警務課課長代理(運用管理者を警務課課長代理とした場合は、警務課の係長の中から警察署長が指定する者1名とする。ただし、島部警察署にあつては、警務係長の中から警察署長が指定する者1名とする。)	運用管理者の任務を補佐し、協議会システムの適正な運用に関すること。
端末装置操作担当者	東京都公安委員会会室管理第一係員の中から企画課長が指定する者1名	総務を担当する係員の中から方面本部長が指定する者1名	警務課の係員(島部警察署にあつては、警務係員)の中から警察署長が指定する者1名	端末装置の操作に関すること。

## 第6 入出力資料の管理

- 1 入力資料及び出力資料(複写したものを含む。以下「入出力資料」という。)は、必ず施錠設備のある場所に保管して適切に管理し、紛失、漏えい、改ざん等を防止しなければならない。
- 2 入出力資料を廃棄する場合は、運用管理者の立会いの下、裁断、焼却等の復元できない方法により行わなければならない。

## 第7 教養

運用所属の長は、協議会システムの適正な管理及び運用について教養を行い、情報の管理及び安全対策の万全を期するものとする。